

## 『校讞』及び『異體字辨』の定位

不破 浩子

“Kōka (校讞)” and “Itajiben (異體字辨)”

Hiroko Fuwa

はじめに

江戸末期の考証学者狩谷校齋（一七七四―一八三五）は、平安時代の成立になる意義分類体の辞書『和名類聚抄』の「訂本」及び注釈を作成している。

その注釈は、従来明治十六年に内閣印刷局から出版された『箋注倭名類聚抄』に基づいて京都大学国語国文学研究室から「古典索引叢刊」の一として刊行されたものが利用されることが多かった。明治十六年刊本が、校齋没後、森立之の企画によるものであり、校齋の考証の全貌を正確に伝えるものではないことは、川瀬一馬氏<sup>（注1）</sup>をはじめとして、つとに指摘されており、杉本つとむ氏<sup>（注2）</sup>、坂梨信博氏<sup>（注3）</sup>等により、その欠を補う試みもなされている。本稿も、通行のテキストを校齋の研究の中に位置付けることを目的とする。

本書の書名について、川瀬氏は、「箋注は、第三稿以前は、「考證」と題しており、第三稿から書名を変更した様であって（『古辞書の研究』一三六頁）」と述べておられる。これについて、杉本つとむ氏は、内閣文庫所蔵の稿本には渋谷抽校齋の手で「倭名類聚抄箋注」と記され、「考證」と題するものが無いことから、本書の名称は「和名類聚抄箋注（和と倭は通用）」<sup>（注4）</sup>であるとされる。亀田次郎氏も、国会図書館亀田文庫蔵本の紹介の中で、同様の指摘をされた。<sup>（注5）</sup>

『国書総目録』には、次のような諸本が載せられているが、「箋注」と題するものと「考證」と題するものがある。（ ）内は、冊数、或いは残存巻数を示す。

国会（十冊）・国会亀田（巻二四五六九十）・静嘉堂（十一冊）・宮書（十冊）・慶大斯道（二冊）・東大（二十冊・十二冊）・東大本居（六冊）・東北大狩野（桔梗考のうち）・日比谷河田（巻四八九十）・金刀比羅（六冊）・山口（四冊）・鈴鹿（十冊）・大東急（十六冊）・穂久邇（十九冊）・無窮会神習（巻七八九十）

【箋注】冒頭は、1 外題・2 総目・3 校齋の「謹按」という文・4 新校正倭名類聚抄所據諸本・5 倭名類聚抄序といった要素からなるが、その内容を比較し得た諸本の中で巻首を有する八本について、当該要素の有無及び書名の表記を整理すると次のようになる。

内閣文庫蔵二稿本	1×	2〇	3〇	4〇	5〇	
内閣文庫蔵中浄書本	1	倭名類聚抄箋注	2×	3×	4×	5〇
静嘉堂文庫蔵本	1	和名類聚抄考證	2〇	3〇	4〇	5〇
国会図書館亀田文庫蔵本	1	倭名類聚抄箋注	2〇	3〇	4〇	5×（1の次に、幸福嗣興の識語あり）
鈴鹿文庫蔵本	1×	2〇	3〇	4〇	5〇	（この下に「湯島狩谷望之箋注」と記す）
東大本居文庫蔵本	1	和名類聚抄箋注	2〇	3〇	4〇	5〇（この下に「湯島狩谷望之箋注」と記す）
無窮会神習文庫蔵本	1	和名抄箋注	2〇	3〇	4〇	5〇（この下に「湯島狩谷望之箋注」と記す）
無窮会神習文庫蔵本	1	和名類聚抄考證	2〇	3〇	4〇	5〇

不 破 浩 子

右のように、「箋注」や「考證」という外題は、内容の別とは直接関連性がない。例えば、鈴鹿文庫蔵本には、巻一の下冊の最後に「和名抄考證第一△墨付八十九丁▽慶応四年六月八日書写逐功」と記されているが、内容は「箋注」という外題を有する本居文庫蔵本・無窮会神習文庫蔵「和名抄箋注」と一致する。ただし、洪江抽掖斎の手によって「箋注」と題された稿本を書写した系統のものは、「倭名類聚抄箋注四（東京都立図書館河田文庫蔵本）」「右件倭名類聚抄箋注第四卷。始自装束部至飲食部索餅。其帖数四十五頁。嘉永五年龍次壬子仲秋前十日。江戸玉池寓居。村上正直左門盤漱写（国会図書館亀田文庫蔵本）」のように「箋注」と題している。また、鈴鹿文庫蔵本・本居文庫蔵本・神習文庫蔵

「和名抄箋注」の三本は、「源順序」の「箋注」のはじめに「湯島狩谷望之箋注」とある。序注の部分は、写本によって、「異體字辨」に入れるべき内容を含んでいるものと、すでにその部分が切り出されて除かれているものとがあるが、内閣文庫蔵の二稿本・三稿本は両本ともその異體字関係注記含んだまま、囲みによって他の注釈と区別している。こうした注記は、のべ一四項目ある。○はその注記が存在することを示し、×は存在しないことを示す。―は、存在する注記が囲みによって区別されているものである。出現順に番号をつける。



う記載をする適当な場所を失うことになる。「校譌」としてこの注をもつのが写本の中でも高次の段階で写されたものであることから、その時点では「箋注」という書名が確定していたこと、書物としての体裁を整える配慮がなされたこと、等が推測される。これらを見ると、渋江抽斎が公刊を指揮遂行した成著としての書名は「箋注」であり、それは掖斎の意志をうけたものであろうという説が説得力をもつものと思われる。

では、「箋注」の前は「考證」と呼ばれていたという川瀬一馬氏の説は「徴証が得られない」のであろうか。

ここで注意されるのは、川瀬氏が、内閣印刷局より公刊される以前に転写された稿本が諸所に存しており、「それ等稿本の中には、初稿本を傳へてゐるものもあり、又、抽斎等が整理を行った第三稿本の姿を有するものもある」として、静嘉堂文庫に蔵するいくつかの転写本を紹介しておられることである。例えば、神習文庫蔵の「考證」は初稿本の転写であると考えられ、そうすると成著「箋注」以前の、書名も定まっていない段階で転写されていた事実が確認でき、それが「考證」と呼ばれていた可能性が想定できる。「箋注」とは自著に対する謙辞であり、他人の著述を「箋注」と呼ぶことは考えにくいことも、公刊が本格化する前の転写の過程で「考證」と呼ばれたという想定を支持するであろう。

掖斎の「和名抄」に関する注釈は、本文校訂に関わる諸本との異同や異体字に関するものと、内容その他に関するものがあり、前者は「校譌」「異體字辨」として巻末に後置されている。これについては、掖斎自身が「校譌」の冒頭で、その目的と意義を明らかにしているが、その部分に写本間で次のような異同がある。

i 所拠京本、時有譌脱。今從諸本改正。然恐僕之浅学有金根之誤。故悉掲原字、以發其蹤。若僕謬改、希正於後之君子耳。

(内閣文庫蔵二稿本・神習文庫蔵「考證」)

ii 所拠京本、時有譌脱。今從別本改正。但悉掲原字、不没其蹤。別本之誤、二本以上同者、及活字本・刻版本誤者、亦附載于

此。恐以是為非之謬、僕之浅学、或有金根之誤、希正於後之君子耳。(内閣文庫蔵三稿本・龜田文庫蔵本・鈴鹿文庫蔵本・本居文庫蔵本・神習文庫蔵「箋注」)

i の内閣文庫蔵二稿本には、訂正書き入れがあり、それに従うと ii の文章になる。神習文庫蔵「箋注」は、訂正書き入れ以前の形を承けており、静嘉堂文庫蔵本は、訂正書き入れに従いながら、まだ十分に整理されていない状況を示している。

その内容は、i は、規範とするに足る校訂本文を提示するに当たりどこが底本と異なるか、言い換えれば、底本を改めた箇所を明らかにし、その理由を述べておくことで、校訂本文と現存写本

との関係を明確にしておき、より勝れた校訂本文作成への道を開いておくという目的を表明している。それに対してiiは、底本の改訂に関与しない異同であつても、選定した参訂諸本の二本以上に共通する異同はそれを記録しておくこと、現在通行している活字本・刻板本の誤りの指摘は、それまでの研究業績を正確に評価し批判しておくという意味で、新たに「訂本」を提示する上での必須要項である、という考えを示している。つまり、iからiiへの加筆訂正は、「校讞」の内容及び、自著の中における位置付けに関する認識の変化を示すものと言える。(そして、この点から

見ても、神習文庫蔵「考證」が内閣文庫蔵二稿本の書き入れ前の段階で転写されたことを推測させるのであるが、詳細な検討は後に譲る。)

先ず、通行本の定位及び諸写本の関係を考える上で参照した稿本及び写本とその残存状況は次のとおりである。便宜的に各写本の番号をつけ、巻の存否を○×で示した。(以下、写本は①～⑨の番号で示す)内閣文庫蔵の二稿本・三稿本の別については、高梨氏の整理にしたがった。

	卷	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
①内閣文庫蔵二稿本	九冊	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
②内閣文庫蔵三稿本	十一冊	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
③静嘉堂文庫蔵本	十冊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④亀田文庫蔵本	八冊	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○
⑤鈴鹿文庫蔵本	十一冊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥河田文庫蔵本	四冊	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○
⑦本居文庫蔵本	六冊	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×
⑧神習文庫蔵「箋注」	五冊	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×
⑨神習文庫蔵「考證」	九冊	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

(卷三・八・九については初稿本〔特60・24〕、卷三については三稿本の零本と呼ばれるもの〔特60・28〕が、内閣文庫に蔵されているが、以下、前者を内24、後者を内28と略称することにする)

「校譌・異體字辨」のテキストとして現在通行しているのは、珍書保存会本と京大本であるが、珍書保存会本は、大槻文彦蔵本を、正宗敦夫・山田孝雄両氏が書写校訂したもので、大槻氏が書本に存する誤りと判断された箇所(脱字・誤字等二三箇所)を頭注にし、巻末に山田氏による、正宗氏の誤写及び、大槻蔵本に存したと推測される誤りの指摘がある。京大本は、野口恆重氏編の曙社刊行本を復刻したもので、木村正辞蔵本を森積園子女が書写したものに基づく。野口氏がその序言に「ひたすら校合を精密にし、誤謬なからんことに是れ努め」と述べておられるように、珍書保存会本で指摘された誤りの約半分が訂正されている。

阪倉篤義氏は、京大本の解題の中で、「両者は互いに異なった段階での校合の稿本を反映するもの」と述べられ、安田章氏作成の校異は六三〇箇所余りにのぼっている。その中には、野口氏の所謂「正宗氏の誤写」を訂正した結果として生じた相違六七例も含まれ、山田氏が指摘された異同で安田氏は取り上げられなかったものも二三例あるというように、相違箇所の正確な数を算定することは困難であるが、おおよその目安として、安田氏の認定された両者の相違箇所について、珍書保存会本と京大本の各々がどの写本と一致するかを見てみた。それを数値で示したのが、表Iである。(kは京大本、cは珍書保存会本を示す)

これによると、その異同が①と③との異同にかかわる場合、珍書保存会本は、卷一・三・五・六・七・八・九・十に関しては③に、卷二・四に、関しては②に一致する傾向が見られる。但し、両者の相違のうち、異体字に関するものについては、異体字の認定という問題

が個人差を無視できない性格をもっているため、書写者によっては、安田氏の認定された異体字を区別する意識をもたないこともある。例えば、②④⑥及び⑤⑦⑧は、同一系統の写本であることが明らかであるが(これについては、後述)、次のように字体の異同が見られる。

表 I

卷	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c	k	c
①	16	14	2	10	8	14	13	10	4	13	22	11	6	8	1	10		5	3	11
②	6	5	2	15	8	13	18	42	29	49	39	27	15	25	2	2	4	43	2	13
③	9	20	9	10	6	28	11	12	24	56	16	50	12	30	12	41	4	46	3	23
④	6	4		4			19	42	25	51	40	28					10	33	1	9
⑤	15	13	4	11	13	19	15	42	24	55	14	50	11	26	13	39	7	50	2	23
⑥	3						17	43									14	42	2	13
⑦	15	12			13	15	18	39	23	55										
⑧	15	12			13	15	18	39	23	55										
⑨	13	10	8	11	7	23	11	13	24	45	15	50								
×	7	4	10	2	23	7	37	18		45	21	33	19	24	9	40	12	34	3	22



②と④が後半において異なる字体を使用することが多いのは、④が前半と後半とでは明らかに別筆で、後半の書写者の異体字認識が前半の書写者に比べて低いためである。また、⑤⑦⑧の間における相違は、例えば「秘」を使用するか「祕」を使用するか、「滕」を使用するか「滕」を使用するかといった、書写者個人の書記活動における使用字体・字形の違いによるものと考えられる。字体の異同には、このような個人的な要素が介入する余地が大きいので、そうした恐れのない、文字の有無や、項目の有無、配列順序の違いといった点にしばって、両者の違いを調べ、珍書保存会本について記すと、次のようになる。

子	卷	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
破	対象となる異同	18	4	11	14	9	26	3	11	14	7
不	③に一致する数	15	4	11	4	7	22	2	10	4	6

このうち、巻五・七・八・九・十については②と③との異同にかかわらず、珍書保存会本が他本とも一致する中において③とも一致するということを示すとどまる。また、巻九に關しては、「字書云」「名義抄云」といった「云」字を②において抹消するという指示がなされ、それに従って抹消した形で本文を實現するか、本文は抹消しない形で提示し、抹消の印をつけておくか、または全く抹消の印は書写本文に反映しないか、という書写者の方針の違いという要素が関与している。したがって、「云」字の有無に關しては③と珍書保存会本とが一致するのは、四例に

すぎないが、抹消の印を考慮すると一一例が一致することになる。京大本の依拠本文の違いにかかわる②系統には一致しないが③に一致するというのは、巻一・二・三・四・六で、そのうち、巻四が②系統に一致する他は、③に一致する。

例えば、阪倉氏が、珍書保存会本が京大本と顕著に異なる箇所として指摘された「深根輔仁(序)」、「袈裟」から「寶倉」に至る十項目が「頭巾」の次に位置していること(巻五)は、③に一致するのであり、「鏡」條を欠き、「鉢」條を有する(巻四)ことは、①③に一致している。また、「蟲」字に関する注が「蛟用大蚪」の前に位置し(巻八)、「蒺藜」に関する注が「松脂」の「校譌」の次頁に一項目のみ位置する(巻十)といったことは③⑤と一致する。

さらに、「赤子和名」に対する注として、①は割注に「以下十三字舊脱。今從昌平本増。廣本亦有」と記し、⑨はこれに一致する。①には、「昌平本脱知字。依廣本増(傍線部分は抹消の印)」という書き入れがあり、②④⑤⑦⑧は「山田本脱注十三字。那波本脱赤子二字。昌平本脱知字(⑤は「知」字を「和」に作る)」と割注に記している。珍書保存会本は、①⑨の注を抹消し、②系統の注を頭注とするが、③はこの頭注のみを有し、「山田本脱注十三字。那波本脱赤子二字。昌平本脱知字」と記している。これは、③が珍書保存会本に見えるような形のものに依拠し、抹消の印のついた割注部分を書写しなかったことを示す。更に、この①

から②への注記の変化は、①注本文に「那波本文脱注赤子二字。山田本脱注十三字。尾張本・曲直瀬本・下総本是條皆脱」とあり、「以下校譌」と細字で注していることから、①本文の記述を切り出したものであることがわかる。

「蟹」に「阮元曰釋文蚰為蝨之訛」の十字の抹消箇所があるところ、③⑤は十字分の空欄があつて、抹消にしたがったことを示している。

このように、珍書保存会本は、巻四以外の巻は③に極めて近く、不一致の三二箇所のうち、一八箇所は山田氏の指摘した正宗氏の誤り、一四箇所は③の誤写と考えられ、巻四以外の巻は同一の書本に基づくと推測される。

内容を検討すると、各写本とも、同一の項目に対する注釈内容に大きな違いはなく、相違点は、証として異同をあげる写本の種類及び呼称、項目の出入り、という二点である。次に、各々について検討する。

## 二 — 写本の種類及び呼称 —

校齋は「校例提要」に載せられているような諸本をすべて集めてから「箋注」の作成にとりかかったわけではなく、京本を入手してから、それを底本として、通行の二十巻本の活字本と版本、天文本、林本、伊勢本で校訂しつつ初稿本を作成している。そう

して作成した初稿本に再度、右の証本との異同を確認しつつ加筆訂正を行っているが、その段階で、天文本を下総本、林本を昌平本と呼びかえ、二十巻本についても、それまでの「刻版廣本」「製版廣本」という呼称から「那波本」「刻版本」に改めている。

この異同記述をまとめたものが①の「校譌」である。①「箋注」本文に、さらに山田本（福井本）、曲直瀬本との校異を書き加え、①に加筆した異同記述をまとめたものが②の「校譌」となる。ここに、証本の種類の増加をみることができ、①「和名抄」全編を通して「校譌」が整備されるのは、この段階以降である。

諸本の「校譌」の比較にあたって、特に問題となる呼称の変化は、「山田本」をめぐるものである。「参訂諸本目録」には、難波宗建旧蔵の又一本の上巻を「山田本」、中下巻を「福井本」と呼んだとあるが、これについて、宮沢俊雅氏は「憶測を逞しくすれば、山田本・福井本が京本そのものであつて、それが縮神某公の手から離れていることを臆暖化するために又一本を仮設したのであるまいか」と述べておられる。つまり、巻によって呼称が異なること、舊本との関係、という二点において「山田本」の校異には問題があるといえる。観察できる現象として、次の二点から検討してみる。

〔1〕呼称を「山田本」とするか、「福井本」とするか

〔2〕「山田本」の校異をもつか否か、その際に「舊本」との関係はどう記されているか

「1」呼称の変化

校異の記述形態には、すでに正文（書き入れではなく、正行に記された形態）化された他の諸本の校異に「山」「山同」のように書名を書き入れるものと、当該校異の項目全体が書き入れであるもの、そして正文化されたもの等があるが、前二者を同一の段階のものとして扱い、正文化されたものと区別する。校異の書き入れは、巻四以降も「山」「山同」のように山田本の名においてなされるのが三

〇二例に対して、

「福井本」とあるのは二例であつて、全巻を通して「山田本」として校訂に資されたことがわかる。浄書の形態は、巻によつて異なつた様相を見せる。次の八つの観点から、表IIとして整理した。

表II

巻	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
1		15	66					4				
2		5	1					66	3		6	
3	2	1	20				33		2		1	
4			26		1	1			6	39		
5		3	5		37					2		
6					59						1	
7	1		1				2			1		1
8							3					
9		1				1				36		
10			1									
	3	25	120	59	38	2	42	66	11	79	7	1

(イ) 山田本の校異が①にあるが、抹消されているもの。  
 (ロ) 山田本の校異が①にあるが、②にはないもの。

この中には、②で抹消されて、「箋注」本文に組み込まれたもの、②が写されたときにはまだ①に書き入れられていなかったために記載にもれたもの、⑨にも受けつがれているもの等が含まれる。

(ハ) ①の「山」「山同」という書き入れが、②で「山田本」として正文化されるもの。これが、上巻における原則である。

(ニ) ①の「山」「山同」という書き入れが、②④において「山田本」と正文化され、それを見せ消ちにして「福井本」と傍書し、③⑤では、「福井本」と正行に記すもの。

例えば、①に「唐韵徒協反入舊韵作部。「山」伊勢本同。今従廣本改」(巻六・坐臥具「疊」)とあるのを、②④では「舊韵作部。「山田」(福井)本・伊勢本同。今従廣本改」と記し、③⑤では「舊韵作部。福井本・伊勢本同。今従廣本改」と記す。

(ホ) ①の「山」「山同」という書き入れが、②では「福井本」として正文化されるもの。

例えば、①に「音歴入舊歴作曆。「山」伊勢本・昌平本同。今従廣本改。與廣韻合(巻五・文書具「曆」)とあるのを、②③④⑤⑦⑧では「舊歴作曆。福井本・伊勢本・昌平本同。

今從廣本改。與廣韻合」のように記す。

(チ) ①②ともに「山田本」と正文化されているもの。

(リ) ②に「山田本」と正文化されているもの。

この中には、①では「箋注」本文にあった記事を、②であらためて「校譌」として立てたものを含む。

(ヌ) ①には「山田本」に関する校異の記載はなく、②で「福井本」として正行に記されているもの。

例えば、①に「八種唐菓子入舊脱唐字。伊勢本・昌平本・下総本同。今從廣本増。與口遊・伊呂波字類抄・拾芥抄合▽(巻四・飯餅類「歡喜團」)とあり、③も同じであるが、②④⑤⑥⑦⑧には「舊脱唐字。福井本・伊勢本・昌平本・曲直瀬本・下総本同。今從廣本増。與口遊・伊呂波字類抄・拾芥抄合」と記す。①に「其莖入舊莖作葉。今從下総本改。廣本亦作莖▽(巻九・菜蔬類「落」)とあるところ、②③④⑤⑥⑧には「舊莖作葉。福井本同。今從下総本改。廣本亦作莖」と記す、等である。

卷による傾向をまとめてみると、巻六では、②で一旦「山田本」の形で正行に記したものを「福井本」に訂正しているが、巻四・五では、「福井本」の形で正文化している。巻二の「山田本」校異は①ですでに正文化されており、②でさらに「山田本」校異が付け加えられ、③以降に取り入れられている。これは、各巻の段階の違いを反映しており、巻二の「校譌」は他の巻に比べて整理

されており、再度の見直しの時に、巻二は既に浄書を完了していたことを窺わせる。

また、巻五「校譌」に八例、「異體字辨」に二例、巻六「校譌」に一例、「異體字辨」に一例、巻七「校譌」に三例、巻八「校譌」に四例、巻九「校譌」に一例、巻十「校譌」に一例の「山田本」という呼称が見え、「異體字辨」に「山田本」の記述を「福井本」に訂正する②の「藥入山田(福井)本、藥作藥。▽(巻六・染色具「藥」)のような記述もあることからみて、巻四飲食部以降における「山田本」と「福井本」の違いは、卷による呼称の書き換えであり、それは不徹底な部分を残していることがわかる。

〔2〕山田本の校異の有無及び舊本との関係

校異記述の有無については、例えば、表Ⅰ(ハ)のように巻一・三・四では①に「山」「山同」「山田本同」といった形で書き入れられたものが、②以降に「山田本」として、他本と同じく正行に浄書されるのが原則である。①に「扉也入二字舊脱。「山」伊勢本「曲」■本同。今從昌平本増。▽(巻三・居處部「扉」)「」内は挿入された記事を示す」と記されているのが、②で「扉也入二字舊脱。山田本・伊勢本・曲直瀬本・那波本同。今從昌平本増。▽」と記されるようになり、①に「丸帯入舊丸作孔。「山」伊勢本・昌平本「曲」同。今從下総本改。與諸裝束抄合。廣本亦作丸(巻四・裝束部「革帯」)と記されていたのが、②で

は「丸帯△舊丸作孔。山田本・伊勢本・昌平本・曲直瀬本同。今従下総本改。與諸裝束抄合。廣本亦作丸▽」と記されるといふものである。

しかし、卷一の場合、①に書き入れられた山田本の校異のうち六六例はその校異を取り込んで浄書されているが、一五例は②以降の「校譌」に載せられていない。例えば、①に「音与溜同△四字舊脱。「山同」今従尾張本増▽」のようにあるにもかかわらず、③④⑤⑦⑧⑨には「音与溜同△四字舊脱。今従尾張本増▽」（この條は②に欠けている）のように

子に、その書き入れを取り入れていない。この一五例は、①の「桑経反△三字舊脱。「山田本同」今従尾張本・昌平本・曲直瀬本・下総本増。廣本亦有▽（卷一・景宿類「星」）が、⑨でも「桑経反△三字舊脱。今従尾張本・昌平本・曲直瀬本・下総本増。廣本亦有▽」といふ、山田本の校異を含まない形で書写されている。これは、⑨転写の時点では、まだ書き入れられていなかった校異があることを示す。また、

表Ⅲ

	1-1-9 明星	1-1-11 牽牛	1-1-13 流星	1-2-16 雷	1-3-4 靈	1-4-1 堰	1-4-19 妙美井
①	歳	牽	流	雷	靈	堰	美
②	歳	牽	流	雷	靈		
③	歳	牽	流	雷	靈	堰	美
訂本	歳	牽	流	雷	靈	堰	美

表Ⅲ（ト）のように①の「山田本」校異が②には取り入れられないが、③系の諸本にとり入れられるものもある。（書き入れと切り出しの詳細については四において述べる）

舊本との関係では、①で舊本を中心とした諸本の異同の記述に「山」「山同」という書き入れがなされて②では舊本の校異がなくなる。「織女」「霖雨」「瀧」「培塿」「赤子」（以上卷一）の五例と、②で舊本の校異と山田本の校異が入れ替わる「靈」「峯」（以上卷一）の二例が、問題を持つものとして指摘できる。

まず、①に「孫愔曰霖△下舊有雨字。「山」那波本同。今従尾張本・昌平本・曲直瀬本・下総本刪。伊勢廣本亦無▽（卷一・風雨類「霖雨」）とあり、③⑤⑦⑧⑨は山田本の校異を含まない形であるが、②④には「山田本下衍雨字。那波本同」のように山田本の校異のみを記して、「舊」本との異同を記さない。①の「箋注」本文を見ると「那波」（山田）本、下衍雨字。（那波本同）という、これと全同の記述がある。「織女」の「校譌」も、②④には「兼名苑注△山田本、脱注字。廣本同▽」とある。①の「箋注」本文に同文の書き入れがあることから、②④は①の「箋注」本文の書き入れをまとめたもので、そのために、それ以前の24及び①の「校譌」に見られる「舊脱之処之之字。林本・廣本並同。今従天文本増。與原書合（卷三・居處類「厠」）」「舊附前條。「伊勢本同」按若附前條、不應再云出典。今従天文本改。廣本亦別條（卷八・龍魚類「螭龍」）」のような、舊本を中心とした校異の記

述とは目的を異にすると考えられる。つまり、これらは舊本と山田本の校異が入れ替わったわけではなく、作業の段階が異なるものである。なお、①の中でも巻二は、山田本の校異が書き入れとしてではなく、②以降と同じく正行に記されており、書き入れ段階のものがない。これは、巻二が他の巻よりも「校譌」に関して整備された段階にあることの証の一つである。<sup>(注9)</sup>

一方、次の例は、舊本と山田本が異なる文を持つと見なさざるを得ない。②の「校譌」にしたがって引用する。

a 又用魂魄二字（巻一・神靈類「靈」）

舊作又用魂魄二字。尾張本・昌平本・曲直瀬本・伊勢廣本同。山田本作又用魂者同魂魄二字。今従下総本改。那波本、與下総本同。

b 山尖高處也（巻一・山嶽類「峯」）

舊脱處也二字。昌平本同。山田本脱處字。今従尾張本・曲直瀬本・下総本増。廣本亦有。

c 磬云々磬石、藥名也（巻一・山嶽類「磬石」）

舊作磬云々磬石、藥名也。山田本作磬云々藥石也。昌平本作磬石云々磬石藥石也。下総本作磬石云々石藥名也。

廣本作磬石藥石也云々。今従尾張本・曲直瀬本改。與廣韻合。

d 漢書注云（巻二・瘡類「黒子」）

舊缺書注二字。「山田本」昌平本作漢語注云、誤。那波

本作漢書云、未是。今従曲直瀬本改。

a は、①には「舊作又用魂者同魂魄二字」とあったところ、「又」字の上に「山田本」を挿入し、記事の順序を入れ替えることよって、②のようになるよう指示している。b も、①には「舊脱處字」とあったところ、「舊」字の下に「山田本」を挿入し、「舊」は「脱處也二字」という校異につながるように番号で指示している。c も、①には「舊作磬云々藥石也」とあり、「舊」字の下に「作磬云々藥名也山田本」という記述を挿入した結果が②の記述なのである。この三例の書き換えは、それまで舊本の文としていたものを山田本の文とするものである。d は、「舊本」は「漢云」に、「山田本」は「漢語注云」に作るという形で、舊本と山田本が異なることを示している。これらについて諸本を見ると、a b c については②の「山田本」の文は前田本に一致し、d では「舊本」の文が前田本に一致する。したがって、「舊本」と「山田本」は異なる二本として存在したと考えられるものの、a b c と d との違いは、前者において「舊本」を「山田本」に呼び換えることが行われた、底本を「舊本」から「山田本」に変更した、という二つの解釈の可能性がある。

さらに、巻一の前半部には、異体字の記述方針に表Ⅳのような変化が指摘できる。(②の「異體字辨」には、巻一前半末尾に載せられたものと、後半末尾に載せられたものとの二種類あるが、前者を② i、後者を単に②と呼ぶことにする。)

表IV

卷一

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
1人													
2男子			●		●						○	×	○
3丈夫			●		●						○	×	○
4壮士													
5婦人			●		●						○	×	○
6娘			●		●						○	×	○
7少女	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	×	○
8姫													
9半月	○	○	●	○	●	○		○	○	○	○	×	○
10赤子	○	○	●	○	●	○		○	○	○	○	×	○
11嬰兒			●		●						○	×	○
12児			●		●						○	×	-
13髻髮	○	○	●	○	●	○		○	○	○	×	×	×
14総角													
15螺夫	○	○	○	○	○	○		○	○	○	×	×	×
16寡婦	○	○	●	○	●	○		○	○	○	○	×	-

卷二

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
10腹	○		○	○		○					×	×	×
11臍													
12水腹													
13脅助	○		○	○		○					○	-	×
14髀													
15腰	○		○	○		○					○	-	×
16臙	○		○	○		○					○	×	×
17胯													
18腿													
19臀	○	●	○	○		○					○	×	×
20骨													
21髓													
22筋力													
23肉	○	●	○	○		○					-	-	×
24膜													
25脂膏	○		○	○		○					○	-	×

【校譌】及び【異體字辨】の定位

卷三

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③	内24	内28
1 屋舎			●			●		●	●		○	×	○	○	○
2 四阿			●			●		●	●		△	-	○	×	○
3 両下			●			●		●	●		△	×	○	×	○
4 殿			●			●		●	●		○	×	○	△	○
5 寝殿	○	○	●	○		●		●	●		○	×	○	△	○
6 堂		●			●		●	●		○	×	○	×	○	
7 櫓															
8 楼閣		●			●		●	●		○	-	○	△	○	
9 観		●			●		●	●		○	-	○	○	○	
10 壺		●			●		●	●		△	-	○	×	×	
11 廊															
12 行宮		●			●		●	●		△	-	○	×	○	
13 假床		●			●		●	●		○	-	○	×	×	
14 房		●			●		●	●		△	-	○	×	×	
15 坊			●			●		●	●		△	△	○	×	○
16 助鋪															

卷四

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
1 薬													
2 煎	○		○	○	○	○	○	○	○		-	×	×
3 酒													
4 醴													
5 醪													
6 醕	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	○
7 醇酒	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	-	○
8 酎酒	○	○	○	○	○	○	○	○	○		-	×	×
9 醕酒													
10 醇													
11 醕													
12 糟													
13 酒麴	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×	×	×
14 酒膏													
15 肴													

卷五

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
1 香爐	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
2 錫杖	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
3 如意		●									×	×	×
4 三鈷													
5 金鑊													
6 念珠													
7 跋折羅													
8 白拂	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
9 鉢													
10 漉水囊	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
11 寶螺	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
12 水瓶													
13 三衣匣													
14 剃刀													
15 頭巾	○		○	○	○	○	○	○	○		○	-	×
16 袈裟	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×	×	×

卷六

	k	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③
1 蠶													
2 繭													
3 桑繭			●		●						○	-	×
4 沙													
5 蠶簿			●		●						○	-	×
6 桑柘	○	○	○	○	○	○					×	×	×
7 絲	○	○	●	○	●	○					-	×	×
8 桂絲			●		●						○	-	×
9 簞	○	○	○	○	○	○					○	-	×
10 反轉													
11 繆車			●		●						○	-	×
12 鍋													
13 絡			●		●						○	-	×

「校讎」k~⑨までの記号  
 ○=京大本と項目内容が一致する。  
 ●=京大本と項目に出入りがある

「箋注」①②③の記号  
 ○=「校讎」と同じ記述が存在する  
 ×=「校讎」と同じ記述が存在しない  
 -=「校讎」と同じ記述があるが抹消の印がある  
 △=「校讎」と同じ記述が書き入れとしてある

Eについて、②・i・②・④では「尾張本・昌平本・曲直瀬本歳作歳」というように、「歳」字に対する異体字として「歳」字を示すが、②本文は「山田本・下総本歳作歳。那波本同」というように、「歳」字を中心とした記述になっている。ここで、提示本文の用字をみると、①本文は「歳」字に作っているのに対し、②本文と「訂本」は「歳」字に作っており、記述の変化は、提示本文の用字の変化に対応している。Fの「牽・牽」、Gの「流・流」、Hの「雷・雷」、Iの「靈・靈」についても、同じことが言える。「箋注」本文が所謂正字を使用する傾向が強いのに対して、「訂本」は唐代の俗字を使用する傾向が顕著で、「訂本」に書き入れられている用字の訂正も正字から俗字へという方向で行われている。

これは掖斎が提示本文としての「訂本」において、字体まで源順の時代の用字とすることを意図したためと考えられる。<sup>(注10)</sup>はじめは、「訂本」「箋注」本文とも、京本に基づいており、「校譌」「異體字辨」は底本との異同の記述を目的としたものであったが、提示本文を原型の復元として作成することを意図したとき、字体については、「舊本」に従わなくなったのであり、そうすると、「舊本」の記述を基準とする「校譌・異體字辨」の記述方法は見直しの必要にせまられる。それが、巻一前半に見える提示本文の用字の變更と、異体字記述の立場の変化である。

つまり、「訂本」が原則として「舊本」に基づいている場合には、「舊本」がどう作っているかという形で「訂本」と「舊本」

との相違点を記すことは、「訂本」と「校譌」を併せ見ることによって底本の再現が可能であるという意義をもつ。しかし、その原則がくずれると、「校譌」の記述は選択された異同であり、「校譌」は「訂本」とセットで原型復元をめざすものとなる。そこでは、京本のみを特別扱いする「舊」という呼称は不適切で、他の諸本と同列の客観的な呼称が求められることになる。これが「舊本」から「山田本」へという呼称の變更につながったと考えられる。

### 三 — 項目内容の出入り —

例えば、「織女」の項目について、京大本は「兼名苑注」という一項目をあげて「舊脱注字。山田本・廣本同。今従尾張本・昌平本・曲直瀬本・下総本増（巻一）」と「注」字の有無に関して論じている。これは、③⑤⑦⑧⑨の写本においても同じである。ところが、②④の二本は「兼名苑注」の項目の他に「牽牛正也」という項目を有し、「下総本、正作是。刻版本同誤」と注している。また、項目内容の数としては変わらなくても、「霈」について、京大本及び③⑤⑦⑧⑨の転写本は「同上八下、舊有也字。今従尾張本・曲直瀬本・下総本刪。廣本亦無（巻一）」と注するのに対し、②④の二本は「日本紀私記八伊勢廣本脱紀私二字。那波本作日本私記、未是✓」という注であって、項目が異なる。この

ような異同を項目の出入りとする。

①～⑨の諸本について、京大本に一致するものを○、項目内容に出入りがあるものを●で示すと、表IVのように、巻一、巻三前半、巻六において、②④が●となる傾向が顕著に見られる。他の巻においても①が●となる例は散見するが、それは、①が「箋注」初期の段階の稿本であるため、他の諸本とは、「箋注」本文と「校讞」の記述内容の関係が異なることによるものであり、項目の数量は原則として①は他の諸本よりも少ない。それに対して、②④の●は、項目内容が増補されている。

子 表IVに基づき、京大本の内容が①系統②系統のどちらに一致するかという観点から巻毎に諸本を分類すると次のようになる。

破 浩 (ノ)の前を①系統、後を②系統とする。書写方針等、他の分類基準によって分かれる場合も①②の系統による内容の違いが見られない場合はひとつにまとめた)

- 巻一 京①③⑤⑦⑧／②④
- 巻二 京②③⑤⑦⑧
- 巻三 京③／①②⑤⑦⑧
- 巻四 ①③／京②⑤⑦⑧
- 巻五 ①／京②③④⑤⑦⑧
- 巻六 ①／京③⑤／②④
- 巻七 京①②③⑤
- 巻八 京①③⑤

卷九 ①／京③⑤／②④⑥  
卷十 ①／京②③⑤⑥  
諸本は、次の三種に大別できる。

- i ①⑨
- ii ②④⑥
- iii ③⑤⑦⑧

①には多くの書き入れがあるが、その比較的初期の段階で転写されたのが⑨で、⑨は①に加えられた抹消、加筆訂正を含まない場合が多く、①⑨は舊本に基づいて本文を定めつつ他の証本を捜索して校合していた「箋注」作成初期の段階の資料としての価値をもつ。②は、①とは「箋注」の提示本文及び「校讞」の位置付け等の方針に変化がある。まず「箋注」の提示本文は、原則として舊本に従うという方針に変更がみられ、「校讞」も「箋注」の一部として「箋注」本文に資するのではなく、「箋注」から切り離して、「訂本」とセットになつて機能するように意図されたと推測される。つまり、「箋注」は「和名抄」の内容理解のための注釈として独立させ、「訂本」「校讞」「異體字辨」を「和名抄」の校訂本文として提示しようとしたと考えられる。

②は、注釈として整備された段階で、④⑥は②の忠実な写本であるので、②の欠けている部分を補うことができる。また、④が②に加えられた訂正・抹消記号等をしばしば落として、加筆訂正の後をとどめないのに対して、⑥の方は②に加えられた訂正にし

たがって本文を整備しているといった点から、④⑥は②を正確に読み解く上で参考になる。

⑤⑦⑧は、字配りまで一致しており、特に⑦⑧の書承関係は明白である。それに対して、⑤は、③が②の書き入れを正文としているところを、書き入れのままにしており、②の正確な書写を含むものとして、⑦⑧よりも信頼度が高い。③は、京大本の依拠本文に近い内容をもっており、①②と異なる面も多い。但し、その相違は、②より③の方が内容が増補されているという性格のものではなく、【箋注】本文と【校譌】「異體字辨」の整備の度合いの違いである。

京大本と他本との関係を整理すると、次のようになる。(一致する系統の番号を示し、系統による相違が見られない巻については、○で示した)

巻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
③	○	○	③	②	○	③	○	○	○	○

#### 四

最後に、【箋注】と【校譌】「異體字辨」との関係を通して、初稿本から、二・三稿本への推移の過程で、記事の書き入れ・切り出しがなされた様子を詳しく考察してみたい。先述のように、内24の校異記述は①の「校譌」に一致し、①【箋注】本文の校異記

述は②の「校譌」に一致する。つまり、諸本との異同が【箋注】に書き入れられては、切り出されることが行われたわけであるが、一方で、①で本文とは別に「校譌」として掲出されたものが抹消されている例が多い。前者は先に「校譌」の前文の変化で見たように、はじめは底本の改定にかかわる異同に限っていたが、それ以外の異同にも言及するようにしたという方針の変化に伴うものである。

後者は、一旦は「校譌」で処置しようとしたが、その問題がやはり【箋注】本文中で論じられるべき重要性をもつという認識に至った場合、「校譌」としての項目は抹消し、本文にもどされている。諸本における「校譌」の掲出項目の出入りを見ると、次のように①のみに存在する内容、②系統の写本に存在する内容に大別でき、①②ともに存在しないが、他の轉写本に存在するという内容は見られない。数値は、一標出語に関して、複数の項目があれば、その数に応じて数えた。したがって、掲出内容数は、項目数よりも多いことになる。また、①には、抹消内容が多いが、その数は( )に入れて示した。

	卷 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
ア①のみにある	35 (23)	10 (8)	10 (10)		8 (2)	1 (1)	1 (1)		1		66 (45)
イ②系統にある	96		36	1	34	9	1				151
ウ (部分的)	70	20	17	8	15	4 (1)					134 (1)

②には、④⑥という忠実な写本があり、記述内容が一致するもので「②系統」という呼び方をした。また、②系統に存在するものうち、当該項目について、それまでは取り上げられていなかったものをイに、項目に他の内容が取り上げられており、その項目に属する掲出内容が増補されたものをウとして分類した。

アに該当する例をあげると、①の「寶應聲菩薩」△舊脱聲字。諸本同。今依玉燭寶典及倫法師記、掌中曆、安樂集増▽(卷一・天地部・景宿類「日」)という項目は、⑨にも「寶應聲菩薩」△舊脱聲字。諸本同。今依玉燭寶典及倫法師記、掌中歴増▽とい

う形で載せられており、⑨が依拠した時点で存していた項目と考えられるが、抹消の印があり①の「又瑜伽論倫法師記引天地経云、安養國寶應聲菩薩作日城、寶吉祥菩薩作月城」という記述に続けて挿入すべき注として「掌中歴、安樂集引須彌四域経云、阿彌陀佛遣二菩薩。一名寶應聲、一名寶吉祥」と書き入れているのは、「校譌」から注本文への移動が意図されたものであろう。

①の「唐韻云姨△諸廣本脱云姨二字。今意増▽」「音夷△二字、諸廣本正文。今依例改▽(卷一・親族部「姨」)の二項目は、⑨

にも同じ内容が載せられているが、抹消の印があり、①本文に「諸廣本脱云二字。音夷二字正文。依例増正」と書き入れられ、②③では、これが注本文に正行化されている。

また、①に「巷 胡絳反 △舊作絳。昌平本作縫。按絳縫同字。今從伊勢本、下総本改。與廣韻合。在去聲四絳。縫在平聲三鍾。作絳、作縫、皆誤。那波本亦作絳▽(卷三・居處部・道路類)」も抹消されているが、これは、まづ初稿本段階では「舊、絳作縫。天文本同。林本作縫、並非。今從伊勢本」「改。與廣韻合」と記され、傍線部分は抹消の印があつて、本文から「校譌」に切り出されることが意図されていた。それが、①の書き入れとして「山田本絳作縫。下総本作縫。按「」胡絳、與廣韻合。在去聲四絳。絳縫同字。在平聲三鍾。作絳、作縫、皆誤。」とあり、これが②③では正文化されている。提示本文の字を「絳」とするか、「縫」とするかという立場の違いはあるものの、初稿本では「校譌」にするつもりであつたものを、二稿本以降「箋注」本文に移動させた例である。

「相工俗云相人相音△八字、諸廣本正文。今依例改為分注▽

(巻一・人倫部「相工」)は、⑨にも同文が載せられているが、抹消の印があり、①に「諸廣本、注首八字為正文」と書き入れられ、②③の「箋注」本文において正行に記されている。同様の変更が、以下廣本のみに存する「工匠」「鍛冶」「陶者」「漁子」「漁父」等の諸項目について行われている。

イに該当するものは、例えば、①本文に「下総本、標目正文姫下並有女字非。廣本「無」脱音注(巻一・人倫部「姫」)とあるものが、切り出されて②④の校譌に「説文云姫下総本標目正文姫下有女字非」(「於屢反」廣本脱音注)の二項目になっている。

内24に書き入れられた「廣本脱説文以下十七字」の校異は、①において、正行に浄書されるが、②では抹消の印がつけられ、②に「説文云市人以下十七字、廣本皆脱」(巻三・居處部「肆」)と切り出される。

「薨 在覆蒙屋也」(廣本、在上有言字。蒙作家。並非是) (巻三・居處部・屋宅具「薨」)の項目は、②⑤⑦⑧に存在するが、この内容は内24の書き入れとして「廣本、在上有言字。蒙作家。並非是」とあり、これが①③の注本文に正文化され、内28にも載せられている。しかし、②の注本文には存在しないというのは、②の「校譌」のみにこの内容があることと対応している。

「柱貫也 三字、山田本脱。那波本同(巻三・居處部・屋宅具「欄額」)」も、②⑤⑦⑧のみに存在するが、この内容は内24に

「舊無柱貫也。廣本同。今從伊勢本、林本、天文本増」と書き入れられたものが抹消されている。これは、内24の書き入れ後、これを「校譌」に位置付けようと意図したことを示す。ところが、①には「柱貫也三字、山田本脱。那波本同、非」と書き入れられ、さらに③、内28では正文化されている。つまり、①から内28の流れにおいては、この内容は注本文に位置付けられるようになり、③はそれを承けたものといえる。しかし、②の注本文にはこの内容は無く、②の「校譌」のみに、この内容が存在するのに対応している。さらに、内24において「舊」に対する校異として記されていたものが、①以降は「山田本」の異文として記されているのは、「山田本」の校異書き入れの時点では提示本文がすでに確定しており、「舊」という異同の示し方をする必要がなかったという、書き入れ段階を示すとともに、先に述べたような、「校譌」の位置付けの変化につながるものと考えられる。

「離々」(山田本不置。那波本同、非是) (巻三・垣牆類「籬」)も、内24に「舊不置離字。廣本同。…」と記され、抹消の印をつけられている。それが、②⑤⑦⑧において、「校譌」に位置付けられたもので、先の例と同様に考えられる。

イに該当する項目の増補は、巻によって偏りがあるが、これは、②に最も項目内容が多いので、京大本が②に依拠していない巻において、増補が多くなるのは当然であると言える。

以上、「校譌」及び「異體字辨」の成立過程を追い、その定位

を試みたが、各條の内容の読解を通して、個々の異同の意味を判断していくことは、今後の課題としたい。

【注記】

- 1 「古辞書の研究」一九五五年 講談社
- 2 「異体字研究資料集成」卷十解説 一九七五年 雄山閣
- 3 「倭名類聚抄箋注」の一考察―稿本の概要と活字本の誤脱―（「和名抄の新研究」一九八四年 桜楓社）
- 4 2に同じ
- 5 「倭名類聚抄箋注の異本について」（一九七八年「書物の趣味」三）
- 6 注2・3に同じ
- 7 注1の一四四頁
- 8 「倭名類聚抄」（東京大学国語資料叢書）解題
- 9 川瀬一馬氏が、「和名類聚抄訂本」（古辞書叢刊）の解題の中で、卷二のみ他の巻と用紙や本の体裁が異なることを指摘しておられるが、これも、卷二が異なる段階のものであることの現れと考えられる。
- 10 拙稿「和名類聚抄訂本の位置付けについて」（「長崎大学教養部創立三十周年記念論文集」一九九五年三月）

（一九九六年四月三〇日受理）